

第6章 子育て支援課

1 「千葉県こども・若者みらいプラン」の推進

こども基本法に基づく県のこども計画であり、令和7年3月に策定した県のこども・若者施策の共通の基盤となる「千葉県こども・若者みらいプラン」について、プランに掲げる県の施策の実施状況の点検とその評価を行う。

なお、こども誰でも通園制度が全国一律の給付制度として開始されることに伴い、当該制度の実施に必要な体制整備に関する記載を追加するなど、所要の修正を行い、令和8年3月にプランを改定した。

＜「千葉県こども・若者みらいプラン」の概要＞

○ 基本理念

みんなで支え合い 全てのこども・若者の可能性を広げる 千葉

～全てのこども・若者が、おとなや社会の支えを受けながら、仲間と支え合い、個人として尊重される権利の主体として、その可能性を広げていく社会づくり～

○ 基本的方針

①こども・若者の権利を尊重し、最善の利益を図る

②こども・若者の社会参画を促進し、成長を支援する

③こども・若者及び子育て当事者を切れ目なく包括的に地域・社会で支える

④若い世代の生活基盤の安定とともに、結婚、子育てに関する希望の形成と実現を図る

○ 3つの柱

I 全てのこども・若者を支える

II ライフステージに応じて支える

III 社会全体で子育てを支える

2 多様な保育サービスの充実

(1) 保育所等の整備

核家族化の進行及び女性の就業率の増加等に伴う保育需要の増加、多様化に対処するため、保育所等の適正配置を図るとともに多機能化を推進し、児童処遇の向上に努めている。

表1 年度別保育所等設置状況（各年4月1日現在）

年 度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
施設数	1,824	1,909	1,943	1,983	2,012
定員数	130,083	134,002	136,123	137,363	138,581

※認定こども園（2・3号）、地域型保育事業を含む

(2) 認定こども園制度

認定こども園とは、小学校就学前の子どもに対する教育・保育並びに保護者に対する子育て支援を総合的に提供する施設であり、4つの類型がある。

① 幼保連携型

学校及び児童福祉施設としての法的位置づけを持つ単一の施設であり、知事又は指定都市若しくは中核市の長の認可を受ける。

② 幼稚園型

認可幼稚園が保育所機能を併せ持つ施設であり、知事又は指定都市若しくは中核市の長の認定を受ける。

③ 保育所型

認可保育所が幼稚園機能を併せ持つ施設であり、知事又は指定都市若しくは中核市の長の認定を受ける。

④ 地方裁量型

幼稚園機能と保育所機能を併せ持つ施設であり、知事又は指定都市若しくは中核市の長の認定を受ける。

表2 本県における認可・認定状況（令和7年4月1日現在）

類型別				公私別	
幼保連携型	保育所型	幼稚園型	地方裁量型	公 立	私 立
156	24	108	7	60	235

（3）保育の実施

表3 保育所等施設及び入所児童の状況（令和7年4月1日現在）

区 分	施設数（か所）	定 員 数	現 員 数
公 立	359	39,926	30,330
私 立	1,653	98,655	94,357
計	2,012	138,581	124,687

※ 認定こども園（2・3号）、地域型保育事業を含む

（4）保育所、幼保連携型認定こども園への指導

表4 令和7年度保育所、幼保連携型認定こども園指導監査実施状況

保育所				幼保連携型認定こども園			
対象 施設数	監査実施数			対象 施設数	監査実施数		
	実地	書面	計		実地	書面	計
787	193	323	516	117	49	44	93

（千葉市、船橋市、柏市を除く。）

（5）保育内容の拡充

① 乳児保育

県単独補助事業により助成を行い、乳児保育の促進を図っている。

表5 全入所児童に対する乳児入所施設数の状況（令和6年4月1日現在）

	※乳児が入所している保育所等数	うち満3ヶ月未満児が入所している保育所等数
51市町村	1,224	34
千葉市	346	19
船橋市	191	8
柏市	110	4
合計	1,871	65

※乳児は0～1歳としている。

② 延長保育

国庫補助事業により助成を行い、通常の保育時間を超える延長保育の促進を図っている。

表6 保育所の開所時間の状況（令和7年4月1日現在）

	8 時間	8 時間超 9 時間未満	9 時間超 10 時間未満	10 時間以上 11 時間未満	11 時間以上 12 時間未満	12 時間以上	合計
51 市町村	2	2	9	56	266	1,010	1,345
千葉市	5	0	1	0	52	314	372
船橋市	0	0	2	1	18	156	177
柏市	0	0	0	0	8	110	118
合計	7	2	12	57	344	1,590	2,012

③ 障害児保育

保育の必要があり、保育所で行う保育（集団保育）が可能で日々通所できる障害児の受入れの促進を図るため県単独補助事業により助成を行っている。

表7 障害児保育実施状況

年度 区分	令和2年度		令和3年度		令和4年度		令和5年度		令和6年度	
	市町村	児童数	市町村	児童数	市町村	児童数	市町村	児童数	市町村	児童数
障害児受入	27	142	29	175	30	201	34	210	36	276

（千葉市、船橋市、柏市を除く）

※ 障害児受入数については、保育所・幼保連携型認定こども園入所児童のうち特別児童扶養手当支給対象者数を記載。

④ 一時預かり事業

国庫補助事業により助成を行い、保護者の就労形態の多様化、傷病等による一時的な保育需要に対応する一時預かり事業の促進を図っている。

表8 一時預かり事業の実施状況

年度 区分	令和3年度		令和4年度		令和5年度		令和6年度		令和7年度	
	市町村	施設数	市町村	施設数	市町村	施設数	市町村	施設数	市町村	施設数
一時預かり	52	533	52	567	54	589	54	634	54	624

※ 幼稚園又は認定こども園で実施する「幼稚園型」を含む。

（6）保育士の養成

① 保育士養成

令和8年4月1日現在、本県における保育士の養成施設は22施設（29課程）で、入学定員は2,076人である。

表9 保育士養成施設卒業者の就職状況

卒業者数		児童福祉施設		幼稚園	その他
		保育所、 幼保連携型 認定こども園	左記以外		
養成施設計	1,302 人	684 人	68 人	183 人	367 人
卒業生に対する割合		52.5%	5.2%	14.1%	28.2%

（令和8年3月卒業者）

② 保育士試験

保育士養成施設のほか、保育士資格を取得するための保育士試験制度があり、試験を年2回実施している。

表10 保育士試験実施状況

年度		受験者	試験 合格者	全部免除※ 合格者	合格者 合計
令和2年度	前期	1,818人	51人	114人	829人
	後期	2,211人	567人	97人	
令和3年度	前期	2,162人	422人	49人	1,087人
	後期	2,332人	506人	110人	
令和4年度	前期	2,353人	774人	63人	1,567人
	後期	2,086人	661人	69人	
令和5年度	前期	1,935人	596人	41人	1,208人
	後期	1,672人	475人	96人	
令和6年度	前期	1,696人	502人	51人	1,102人
	後期	1,557人	448人	101人	
令和7年度	前期	1,494人	337人	38人	705人
	後期	1,428人	272人	58人	

※全部免除とは…幼稚園教諭免許状所有者（実技試験等が免除）が指定保育士養成施設において科目を履修することにより、対応する筆記試験科目が免除になり、保育士試験を全部免除で合格する制度である。

※令和2年度は、前期筆記試験について、新型コロナウイルス感染症対策により中止。

（7）認可外保育施設への指導

「認可外保育施設に対する指導監督の実施について」（令和6年3月29日こ成保第206号）に基づき、「認可外保育施設指導監督実施要綱」を制定し、毎年10月1日に現況報告書を徴するとともに、立入調査を行い指導している。

表11 認可外保育施設の状況（令和8年3月31日現在）

種別	ベビーホテル	事業所内 保育施設	居宅訪問型 保育事業	その他	計
施設数	22	229	340	62	653
児童数	125	2,352	168	2,123	4,768

（千葉市、船橋市、柏市を除く。）

3 地域の子育て支援体制の充実

（1）地域子育て支援拠点事業

家庭や地域における子育て機能の低下や、子育て中の親の孤独感や負担感の増大等に対応するため、子育て親子の交流等を促進する拠点を設置することにより、子育て中の親子が気軽に集い、相互交流や子育ての不安・悩みを相談できる場を提供する。

表1 地域子育て支援拠点事業の実施状況

年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
箇所数	346	359	361	364	360

(2) 児童手当の支給

児童を養育している者に児童手当を支給することにより、家庭等における生活の安定に寄与するとともに次代の社会を担う児童の健やかな育ちを支援することを目的とし、平成24年3月に児童手当法の一部が改正され、同年4月から施行された。令和6年10月に制度改正が行われ、以下の内容が変更された。

- ・所得制限の撤廃
- ・支給対象児童の高校生年代までの延長
- ・第3子以降の支給額の増額、第3子以降のカウント方法の変更
- ・支給回数の変更（年3回から年6回）

①支給要件

日本国内に住所を有しており、高校生年代まで（18歳に達する日以後最初の3月31日まで）の児童を監護し、生計同一であること等

②支給金額

児童の年齢	児童手当の額（一人当たり月額）
3歳未満	15,000円（第3子以降は30,000円）
3歳以上高校生年代まで	10,000円（第3子以降は30,000円）

※「第3子以降」とは、22歳年度末まで（大学生に限らず、親等の経済的負担がある場合を含む）の養育している児童のうち、3番目以降をいいます。

③支給方法

（ア）受給資格者は住所地の市町村長に認定請求書を提出し、その認定を受けた市町村長から支給される。なお、公務員については所属庁の長（又はその委任を受けたもの）へ認定請求書を提出し、所属庁から支給される。

（イ）支給開始月は認定請求を行った日の属する月の翌月から支給される。

（ウ）支払いは2月、4月、6月、8月、10月、12月の6回、それぞれ前月までの2か月分がまとめて支払われる。

(3) 放課後児童健全育成事業

保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後に児童厚生施設等を利用して適切な遊び及び生活の場を与えてその健全な育成を図る事業である。

表2 放課後児童健全育成事業実施状況（国調査集計結果）（各年5月1日時点、R2は7月1日時点）

年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
市町村	54	54	54	54	54
箇所数	1,570	1,596	1,720	1,795	1,832

※箇所数については、支援の単位を記載

(4) 児童館（児童センター）の設置状況

児童館（面積217.6㎡以上）は、屋内型の児童厚生施設として、集会室、遊戯室、図書室等を設け、児童厚生員が地域の児童に健全な遊び場を与え、幼児及び少年を集団的、個別的に指導して児童の健康を増進し、情操を豊かにするとともに、子ども会、母親クラブ等の地域組織活動の育成助長を

図ること、その他地域の必要に応じて幼児や放課後児童の保護育成指導を行うこと等の機能を持っている。

また、昭和53年度から、都市部においては、児童館の機能に加えて、体力増進を図ることを目的とした特別の指導機能を有する児童センター（面積336.6㎡以上）の設置が行われている。

このように、児童館（児童センター）は、地域児童の健全育成に関する総合的な機能を有するものである。

令和7年4月1日現在の設置状況は24市町93施設となっており、うち60施設は児童センターである。

4 母子保健・医療の充実

近年の少子化、核家族化、女性の社会進出の増加、地域社会における連帯感の希薄化など母子保健をめぐる様々な環境は大きく変化しており、親と子の心の健康問題、母親の育児不安や思春期における心の問題等が重要な課題となっている。

このような状況の中、本県においても、安心して妊娠、安全で快適な出産、ゆとりある子育てができる環境づくりを21世紀の母子保健の主要な取組みとした「健やか親子21（第2次）」の各種施策について、市町村及び県保健所（健康福祉センター）が役割分担を行い、妊産婦・乳幼児の健康診査と保健指導の充実、健康教育の充実等地域の特性に即した総合的な母子保健対策を推進するよう努めている。

（1）妊娠期から子育て期にわたる切れ目ない支援の推進

妊娠期から子育て期にわたる切れ目ない支援が行われるよう、市町村が設置するこども家庭センター（子育て世代包括支援センター）の職員や市町村母子保健担当者等に対し、資質向上のための研修（8回/年）を実施している。

（2）市町村母子保健事業への支援

県内の母子保健体制の整備及び母子保健関係職員の資質向上を図るため、各保健所（健康福祉センター）において母子保健推進協議会を開催するとともに、県及び保健所（健康福祉センター）で各種研修等を実施している。

（3）新生児聴覚検査体制整備事業

聴覚障害は早期に発見され適切な支援が行われた場合は、聴覚障害による音声言語発達等への影響が最低限に抑えられることから、その早期発見・早期療育を図るために、全ての新生児を対象として新生児聴覚検査を実施することが重要である。そこで、県内の新生児聴覚検査の推進体制を整備し、市町村の取組を支援するため、平成29年度に新生児聴覚検査検討会を設置した。（令和7年度検討会 1回）。

また、検査費用の公費助成導入のため、関係機関及び市町村との調整を実施し、令和3年度から県内全市町村において現物給付方式による公費助成が開始した。

（4）思春期保健相談事業

思春期の子どもの心と身体の健全な育成を図るため、各保健所（健康福祉センター）において、思春期特有の悩み相談や、児童生徒への講演会、思春期保健関係者の連携会議等を開催している。

令和6年度における思春期保健事業実績は、思春期保健関係者研修：9センター・9回、児童生徒への講演会：3センター・11回、思春期保健相談（個別相談）：5センター・36回である。

また、令和7年度からは各保健所（健康福祉センター）における相談事業を補完するため、「千葉県思春期オンライン相談事業」を開始した。

年度		令和 7年度
(延) 相談件数	Zoom	54
	メール	63
	計	117
発達相談内容	体の変化	0
	性行動	3
	避妊方法	0
	性感染症	0
	多様な性	1
	メンタル	0
	不登校	0
	発達	0
	その他	4
	計	8

(5) 予期しない妊娠等に関する相談及び支援

妊娠中の女性の不安を解消し安心して出産できるようにするとともに、予期しない妊娠が実母による乳児への虐待につながることを防ぐため、電話やメールにより相談を受け、早期に適切な支援機関につなげる妊娠SOS相談事業「にんしんSOSちば」を平成31年1月から実施している。

表1 にんしんSOSちば相談実績

年度		令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度
(延) 相談件数	電話	187	456	555	400	519	493
	無料通話アプリ	—	—	98	99	61	87
	メール	1,587	1,468	1,277	1,142	1,108	918
	チャット※	—	—	—	—	85	239
	計	1,774	1,924	1,930	1,641	1,773	1,737
(実) 相談内容別相談者数	妊娠・避妊	298	403	500	370	389	493
	思いがけない妊娠	87	120	138	142	167	212
	中絶	12	30	31	30	10	81
	妊娠・出産前後の不安	29	60	72	55	8	68
	出産・養育	13				0	0
	その他	11	45	36	36	84	58
	計	450	658	777	633	658	912

※チャット相談は令和6年7月より開始

(6) 不妊・不育相談事業

不妊治療を始める前や治療に伴う不安や悩み、流産が続き悩んでいる方等を対象とした相談支援を行うために、令和2年度から千葉県不妊・不育オンライン相談を委託で実施している。

表2 不妊・不育相談実績

年度		令和6年度		令和7年度	
相談種別		電話相談	面接相談	電話相談	面接相談
年間相談日数(開設日数)		103	50	102	61
相談者数(実)		103	45	59	59
(重複あり) 相談内容内訳	治療以外の悩み	138	66	131	95
	検査や治療に関する悩み	119	77	118	104
	治療に対する悩み	68	47	82	81
	その他	0	0	0	0

- ・治療以外の悩み…周囲との人間関係、パートナーとのこと、子どものいない人生 など
- ・検査や治療に関する悩み…不妊症検査、不育症検査、体外受精・顕微授精、病院情報 など
- ・治療に対する悩み…治療への迷い、病院・主治医への不満、仕事との両立、不妊への不満 など

(7) 先天性代謝異常検査事業

フェニルケトン尿症等の先天性代謝異常及び先天性甲状腺機能低下症は、放置すると知的障害等の症状を来す常染色体劣性遺伝病のため、新生児(生後5日目頃)について血液によるマス・スクリーニング検査を行い、異常を早期に発見することにより、その後の治療とあいまって心身障害の予防を図るため、昭和52年10月から実施している。

表3 先天性代謝異常等検査事業の実施状況（千葉市を除く）

項 目		令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度
出 生 数		32,486	31,189	30,088	29,923	29,850
検 査 実 施 実 人 員		33,761	30,592	29,298	28,317	27,750
再 検 査 実 人 員		-	-	-	-	-
検 査 実 施 総 件 数		35,137	32,247	31,086	29,527	28,912
疾患別患者数	フェニルケトン尿症					
	メープルシロップ尿症					
	ホモシスチン尿症					
	シトルリン血症1型				1	
	アルギニノコハク酸尿症					
	メチルマロン酸血症	1				
	プロピオン酸血症				1	
	イソ吉草酸血症					
	メチルクロトニルグリシン尿症		1	2		
	ヒドロキシメチルグルタル酸血症					
	複合カルボキシラーゼ欠損症					
	グルタル酸血症1型			1		
	MCAD※1欠損症	1				
	VLCAD※2欠損症	1	1			
	三頭酵素／LCHAD※3欠損症					
	CTP※41欠損症					
	CTP※42欠損症		1	2		
	ガラクトース血症	1	1	2	0	
	先天性副腎過形成症	1		1	0	
	先天性甲状腺機能低下症	22	21	20	21	
	その他					
合 計		27	25	28	23	集計中

（注）1 千葉市を除く。

2 検査実施実人員は県外の者が県内で出産した場合の検査実施数を含む。

3 各年度の出生数は人口動態統計月次報告（速報値）の積み上げ数。

※1 中鎖アシル CoA 脱水素酵素欠損症

※2 極長鎖アシル CoA 脱水素酵素欠損症

※3 三頭酵素／長鎖 3-ヒドロキシアシル CoA 脱水素酵素欠損症

※4 カルニチンパルミトイルトランスフェラーゼ

（8）医療費等給付事業

妊産婦及び乳幼児等に対し、必要な医療を適切に行うとともに、保護者の経済的な負担を軽減し、乳幼児等の保健対策の充実を図り、必要に応じ療養指導を行う。

① 未熟児養育医療給付事業

母子保健法第20条の規定により、出生時体重2,000g以下等の未熟児は正常な新生児に比べ生理的に種々の未熟性があり、疾病にもかかりやすく、その死亡率も高いばかりでなく、心身の障害を残すことも多いため、生後速やかに養育上必要な医療の給付を行う。

※平成25年4月診療分から事務が県から市町村へ権限移譲された。

② 身体障害児育成医療給付事業（自立支援医療（育成医療）給付事業）

障害者総合支援法第58条の規定により、身体に障害のある児童、又はその疾患を放置すれば将来障害を残すと認められる児童であって、確実な治療効果が期待できるものについて、必要な医療の給付を行う。

③ 結核児童療育給付事業

結核に罹患している児童で、特に長期の療養が必要とする児童を入院させ、適正な医療を行うとともに、併せて学校教育を受けさせ、かつ児童の療養生活の指導を行ない、これらに必要な学習品及び日用品の支給を行っている。

④ 子ども医療費助成事業

子どもの保健対策の充実、保護者の経済的負担の軽減を図るため、法令等に基づく医療給付を受けられない医療について、市町村が行う子ども医療費助成事業に要する経費の補助を行っている。

平成24年12月から入院医療費の助成対象を拡大し、中学校3年生までの入院医療費及び小学校3年生までの通院医療費について、助成している。

表4 母子医療対策事業の実施状況

（公費負担の単位：千円）

項 目		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
未熟児養育医療給付	実件数	575	605	585		
	延件数	42,914	37,903	36,833		
	公費負担額	228,399	220,878	207,785		
身体障害児育成医療給付 （自立支援医療（育成医療）給付）	実件数	388	365	302		
	延件数	1,385	1,043	1,194		
	公費負担額	43,809	28,797	25,660		
結核児童療育医療給付	実件数	0	0	0		
	延件数	0	0	0		
	公費負担額	0	0	0		
子ども医療費助成事業	延件数	5,600,042	5,829,845	6,616,098	6,501,929	5,678,214
	公費負担額	4,988,240	5,016,159	5,967,833	5,796,537	5,196,933

(9) 母体保護に関する事業

母性の生命・健康を保護するため、不妊手術及び人工妊娠中絶に関する事項を定めている母体保護法第15条の規定により、厚生労働大臣が指定する避妊器具を使用する受胎調節の実施指導を行うことを業とする受胎調節実施指導員の指定を行っている。

表5 受胎調節実施指導員指定の実施状況

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
指定申請件数	15	28	22	14	18

(10) 旧優生保護法補償金等支給業務

平成31年4月24日に「旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者に対する一時金の支給等に関する法律」が成立し、公布・施行された。

令和6年10月8日、旧優生保護法に基づく優生手術等や人工妊娠中絶等を受けることを強いられて被害を受けた方々に対し、補償金等を支給すること等を目的とする「旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者等に対する補償金等の支給等に関する法律」が成立し、令和7年1月17日に施行された。

令和7年度の相談件数は83件、請求件数が24件となっており、令和7年1月17日に窓口を設置して以降の累計相談件数は180件、請求が39件である。

5 ひとり親家庭及び寡婦の福祉の充実

ひとり親家庭とは、配偶者との死別・離別等により配偶者のいない者が現に20歳未満の児童を扶養している家庭であり、寡婦とは、配偶者のいない女子であってかつて母子家庭の母であり、現在児童を扶養していないものである。

県では、「千葉県ひとり親家庭等ふれあいサポートプラン」により、ひとり親家庭の生活の向上と自立を促進するための総合的な施策を推進している。

(1) 児童福祉施設

① 助産施設

保健上必要があるにもかかわらず、経済的理由により入院助産を受けることができない妊産婦を入所させ、助産を受けさせる施設。(児童福祉法第36条)

施設への入所手続きは、健康福祉センター長、市福祉事務所長が行う。

(参考) 施設数14(千葉市3、船橋市2、銚子市2、習志野市1、松戸市1、成田市1、八千代市1、我孫子市2、山武市1)※3ヶ所は休止中、定員57人※休止中の施設の定員は除く。

② 母子生活支援施設

配偶者のいない女子又はこれに準じる事情にある女子が生活上のいろいろな問題のため児童の養育を十分にできない場合、母と子を共に入所させその生活を支援する施設である。ここでは、生活指導、就労支援、施設内保育等を実施している。(児童福祉法第38条)

施設への入所手続きは、健康福祉センター長、市福祉事務所長が行う。

(参考) 施設数4(千葉市1、船橋市1、市川市1、木更津市1)、定員97世帯

(2) ひとり親・寡婦相談

○ 母子・父子自立支援員

母子・父子自立支援員は保健所（健康福祉センター）及び市福祉事務所に勤務し、ひとり親家庭及び寡婦の経済上の問題、児童の就学、就職の問題等各般の相談に応じ、その自立に必要な指導を行う等、ひとり親家庭及び寡婦の福祉の増進に努めている。

表1 母子・父子自立支援員相談指導結果報告書（令和6年度分）

区分		母子家庭・寡婦に対する相談				父子家庭に対する相談			
		全体		県の支援員のみ		全体		県の支援員のみ	
		相談 件数	相談 回数	相談 件数	相談 回数	相談 件数	相談 回数	相談 件数	相談 回数
生活一般	住宅	526	1,269	17	7	36	41	0	0
	医療・健康	673	1,866	57	34	34	57	0	0
	家庭紛争	1,132	2,298	182	258	42	129	2	2
	就労	2,384	4,256	79	117	51	71	0	0
	結婚	20	22	3	3	2	8	0	0
	養育費	522	1,746	6	4	31	60	0	0
	借金	82	294	6	43	3	5	0	0
	その他	636	1,349	14	35	41	59	0	0
	小計	5,975	13,100	364	501	240	430	2	2
児童	養育	1,237	4,800	45	33	74	323	0	0
	教育	507	1,778	6	6	31	129	0	0
	非行	3	6	0	0	2	2	0	0
	就職	15	20	2	2	0	0	0	0
	その他	95	175	5	6	13	15	0	0
	小計	1,857	6,779	58	47	120	469	0	0
経済的支援	母子父子寡婦福祉資金 （貸付に関すること）	762	1,597	167	497	50	112	7	23
	母子父子寡婦福祉資金 （償還に関すること）	1,068	2,824	1,050	2,801	4	4	4	4
	公的年金	40	77	1	1	4	4	0	0
	児童扶養手当	1,621	2,754	1	2	81	89	0	0
	生活保護	182	540	79	14	9	64	0	0
	税	21	32	0	0	1	7	0	0
	生活福祉資金	0	0	0	0	2	35	0	0
	その他	466	1,306	5	56	22	30	0	0
	小計	4,160	9,130	1,303	3,371	173	345	11	27
その他	売店設置（法25条関係）	0	0	0	0	0	0	0	0
	たばこ販売（法26条関係）	0	0	0	0	0	0	0	0
	母子・父子向公営住宅	5	5	0	0	0	0	0	0
	母子・父子福祉施設の利用	2	3	0	0	0	0	0	0
	母子生活支援施設	52	709	4	57	0	0	0	0
	小計	59	717	4	57	0	0	0	0
合 計		12,051	29,726	1,729	3,976	533	1,244	13	29

※ 法＝母子及び父子並びに寡婦福祉法

(3) ひとり親・寡婦支援

① 母子・父子・寡婦福祉資金の貸付

母子福祉資金の貸付制度は、昭和28年4月1日施行の「母子福祉資金の貸付等に関する法律」に基づき、母子家庭に対しその経済的自立の助成と生活意欲の助長を図り、扶養している児童の福祉を増進することを目的としたもので、その後、社会的実態に適合するような貸付資金の種類の新設、貸付限度額の引上げ等の改正を経て、母子福祉法（昭和39年法律第129号）に引き継がれた制度である。

また、寡婦福祉資金制度は、寡婦の経済的自立と生活意欲の助長を図ることを目的として、昭和44年10月15日に制定された。

さらに、平成26年10月1日に母子及び寡婦福祉法が改正され父子福祉資金制度が創設された。

現在は、3制度とも母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和56年法律第79号改正）による制度となっている。資金の種類は、事業開始、事業継続、就職支度、技能習得、生活、住宅、転宅、医療介護、結婚、修業、修学、就学支度があり、その内容は次表のとおりである。

○ 母子福祉資金償還協力員

母子福祉資金の貸付は昭和28年から、寡婦福祉資金の貸付は昭和44年からそれぞれ実施しているが、償還期限が到来しているにもかかわらず償還がなされていないものの対策として、母子福祉資金償還協力員を県内に2名、知事の委嘱のもとに設置し、償還金の滞納世帯の実情把握及び償還についての指導を行っている。

表2 母子福祉資金・父子福祉資金・寡婦福祉資金の内容

(令和5年4月1日から適用)

貸付の種類		貸付対象	貸付金額の限度				据置期間	償還期間	利率	償還方法 元利均等払い (年賦払い・半年賦払い・月賦払いのいずれか)
事業開始資金		母・父	(個人) (団体) ※法第14条に規定する母子・父子福祉団体	3,260,000 円 4,890,000 円		1 年	7 年以内	年 1.0%又は 無利子		
事業継続資金		母・父	(個人) (団体) ※法第14条に規定する母子・父子福祉団体	1,630,000 円 1,630,000 円		6 か月	7 年以内			
修学資金		児童	別表のとおり				卒業後 6 か月	別表の とおり	無利子	
技能習得資金		母・父	(5年間限度)	月額 特別 12 月相当額 自動車免許	68,000 円 816,000 円 460,000 円	卒業後 1 年	20 年以内	年 1.0%又は 無利子		
修業資金		児童	(5年間限度)	月額 自動車免許	68,000 円 460,000 円	卒業後 1 年	20 年以内	無利子		
就職支度資金		母・父・ 児童	105,000 円 (通勤用自動車購入費用を含む場合) (340,000 円)			1 年	6 年以内	(母・父)1.0% 又は無利子 (子)無利子		
医療 介護 資金	医療	母・父・ 児童	340,000 円 (所得税非課税家庭等) (480,000 円)			治療・ 介護後 6 か月	5 年以内	年 1.0%又は 無利子		
	介護	母・父	500,000 円							
生活資金		技能習得中の母・父		月額 141,000 円		卒業後 6 か月	20 年以内	年 1.0%又は 無利子		
		医療又は介護を受けて いる母・父		月額 (生活中心者でない場合等) (月額 72,000 円)		治療・ 介護後 6 か月	5 年以内			
		母子家庭の母又は父子 家庭の父となって 7 年 未満のもの		※なお、母子家庭の母又は父子家庭の父となって 7 年未満のものへの貸付期間は 6 か月 (3 か月更新で 2 年まで) とし、貸付金額は 2,592,000 円を限度とする。 また、生活安定期間中の養育費取得に係る裁判に要する費用については、12 月相当 1,296,000 円を限度とする一括貸付可。			6 か月 * 1		8 年以内	
		失業している母・父		※なお、失業中の母又は父への貸付期間は 1 か月 (1 か月更新で離職した日の翌日から 1 年まで)			6 か月 * 2		5 年以内	
住宅資金		母・父	補修、保全等、通常の場合 1,500,000 円			6 か月	6 年以内	年 1.0%又は 無利子		
			新規取得・災害特別等 2,000,000 円				7 年以内			
転宅資金		母・父	260,000 円			6 か月	3 年以内	年 1.0%又は 無利子		
就学支度 資金		児童	小学校		所得税非課税世帯 のみ対象	64,300 円	入学後 6 か月	1 年以内	無利子	
			中学校 中等教育学校 (前期課程)			81,000 円				
			高等学校 高等専門学校 専修学校 (高等課程)			150,000 円 160,000 円				
					国公立	自宅 自宅外	卒業後 6 か月	同時貸付 の修学・ 修業資金 と同じ 期間		
					私立	自宅 自宅外				
					私立	自宅 自宅外				
			大学 短期大学 専修学校 (専門課程)		国公立	自宅 自宅外	5 年以内			
					私立	自宅 自宅外				
					私立	自宅 自宅外				
			大学院		国公立	380,000 円 590,000 円				
		私立	590,000 円							
修業施設		中学校卒業後入学する場合		自宅 自宅外	150,000 円 160,000 円					
		高等学校卒業後入学する場合		自宅 自宅外	272,000 円 282,000 円					
結婚資金		児童	310,000 円			6 か月	5 年以内	年 1.0%又は 無利子		

* 1 生活安定貸付期間が満了してから6か月を経過するまで

* 2 失業貸付期間が満了して6か月を経過するまで(ただし、失業貸付期間内に当該配偶者のない女子又は男子が失業者ではなくなったときは、その翌日から6か月を経過するまで)

別 表 1

単位：円（令和 5 年 4 月 1 日から適用）

学校等種別			学年別	1 年	2 年	3 年	4 年	5 年	償還期間＊
高 等 学 校 専 修 学 校 （高等課程）	国公立	自宅通学	27,000	27,000	27,000				借りた期間の 3 倍
		自宅外通学	34,500	34,500	34,500				
中等教育学校 （後期課程）	私立	自宅通学	45,000	45,000	45,000				借りた期間の 4 倍
		自宅外通学	52,500	52,500	52,500				
高等専門学校	国公立	自宅通学	31,500	31,500	31,500	67,500	67,500		借りた期間の 3 倍
		自宅外通学	33,750	33,750	33,750	76,500	76,500		
	私立	自宅通学	48,000	48,000	48,000	98,500	98,500		借りた期間の 4 倍
		自宅外通学	52,500	52,500	52,500	115,000	115,000		
専 修 学 校 （専門課程）	国公立	自宅通学	67,500	67,500					借りた期間の 3 倍
		自宅外通学	78,000	78,000					
	私立	自宅通学	89,000	89,000					借りた期間の 4 倍
		自宅外通学	126,500	126,500					
短 期 大 学	国公立	自宅通学	67,500	67,500					借りた期間の 3 倍
		自宅外通学	96,500	96,500					
	私立	自宅通学	93,500	93,500					借りた期間の 4 倍
		自宅外通学	131,000	131,000					
大 学	国公立	自宅通学	71,000	71,000	71,000	71,000			借りた期間の 3 倍
		自宅外通学	108,500	108,500	108,500	108,500			
	私立	自宅通学	108,500	108,500	108,500	108,500			借りた期間の 4 倍
		自宅外通学	146,000	146,000	146,000	146,000			
大学院	修士課程		132,000	132,000				大学に準拠	
	博士課程		183,000	183,000	183,000				
専 修 学 校（一般課程）			52,500	52,500				5 年	

*ただし、据置期間経過後 20 年以内を限る

別 表 2 (新設)

単位：円（令和 5 年 4 月 1 日から適用）

学校等種別			学年別	1 年	2 年	3 年	4 年	5 年	償還期間＊
高 等 学 校 専 修 学 校 （高等課程）	国公立	自宅通学	27,000	27,000	27,000				借りた期間の 3 倍
		自宅外通学	34,500	34,500	34,500				
中等教育学校 （後期課程）	私立	自宅通学	45,000	45,000	45,000				借りた期間の 4 倍
		自宅外通学	52,500	52,500	52,500				
高等専門学校	国公立	自宅通学	31,500	31,500	31,500	67,500	67,500		借りた期間の 3 倍
		自宅外通学	33,750	33,750	33,750	76,500	76,500		
	私立	自宅通学	48,000	48,000	48,000	89,000	89,000		借りた期間の 4 倍
		自宅外通学	52,500	52,500	52,500	102,500	102,500		
専 修 学 校 （専門課程）	国公立	自宅通学	67,500	67,500					借りた期間の 3 倍
		自宅外通学	77,500	77,500					
	私立	自宅通学	84,500	84,500					借りた期間の 4 倍
		自宅外通学	108,500	108,500					
短 期 大 学	国公立	自宅通学	67,500	67,500					借りた期間の 3 倍
		自宅外通学	86,500	86,500					
	私立	自宅通学	86,500	86,500					借りた期間の 4 倍
		自宅外通学	110,500	110,500					
大 学	国公立	自宅通学	69,500	69,500	69,500	69,500			借りた期間の 3 倍
		自宅外通学	92,500	92,500	92,500	92,500			
	私立	自宅通学	95,000	95,000	95,000	95,000			借りた期間の 4 倍
		自宅外通学	121,000	121,000	121,000	121,000			
大学院	修士課程		132,000	132,000				大学に準拠	
	博士課程		183,000	183,000	183,000				
専 修 学 校（一般課程）			52,500	52,500				5 年	

＊ただし、据置期間経過後 20 年以内を限る

表 3 貸付状況

(単位：件、千円)

年度	母子福祉資金		寡婦福祉資金		父子福祉資金	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額
令和 5 年度	99	37,095	0	0	6	1,848
令和 6 年度	76	29,371	1	1,000	3	766
令和 7 年度	71	26,874	2	1,752	0	0

※父子福祉資金の創設は平成 26 年 10 月。

② ひとり親家庭等への医療費等の助成

ひとり親家庭等の経済的負担と精神的不安を軽減し、自立を促進することを目的として、母子家庭の母（又は父子家庭の父）及び児童（１８歳到達の年度末まで）並びに父母のいない児童が医療機関による医療給付を受けた場合、自己負担額から一部本人負担額を控除した額を助成（県１／２、市町村１／２）している。

表４ ひとり親家庭等医療費等年度別補助金交付状況（千葉市を除く）

年度	補助金を受けた市町村数	対象者数	補助金額（千円）
令和３年度	53	48,382	780,947
令和４年度	53	51,058	903,368
令和５年度	53	49,371	948,093
令和６年度	53	45,236	918,227
令和７年度	53	43,863	920,293

③ 児童扶養手当の支給

児童扶養手当は、両親の離婚等により父又は母と生計を同じくしていないかそれに準じる環境にある１８歳到達の年度末までの児童（心身に一定程度の障害がある児童は２０歳未満まで）を養育している者に対し支給し、これによって児童の福祉の増進を図ろうとするものである。

ア 支給要件

以下の要件に該当する児童（１８歳到達の年度末まで。ただし心身に一定の障害を有する場合は２０歳未満まで）を監護している母又は父もしくは父母に代わり児童を養育している者であること。（父及び養育者の場合は、児童と生計を共にしていること）

- ・ 父母が婚姻を解消したか、父又は母が死亡したもしくは生死が不明である児童
- ・ 父又は母が重度（概ね障害基礎年金１級程度）の障害の状態にある児童
- ・ １年以上継続して、父又は母が拘禁されているか、父又は母から遺棄されている児童
- ・ 父又は母が、配偶者への暴力について、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（以下、「ＤＶ防止法」という。）に定める保護命令を受けている児童
- ・ 未婚の母から出生した児童その他出生時の事情が不明である児童

（支給要件に該当していても、次の場合は手当の支給対象とならない）

- ・ 受給者や児童が日本国内に住所を有しないとき
- ・ 児童が、受給者である母又は父の配偶者※（重度の障害を有する者を除く）に養育されているとき ※事実上夫婦と同様の関係にある者を含む
- ・ 児童が児童福祉施設に入所しているとき（通所や親子が一緒に入所する場合を除く）又は里親に委託されているとき

イ 手当額（令和７年４月時点）

全部支給 ４６，６９０円

一部支給 ４６，６８０円～１１，０１０円

※受給者及び受給者と生計を同じくする扶養義務者の前年の所得により決定

ウ 支払月及び支払方法

５月、７月、９月、１１月、１月、３月に、その前月分までを指定した金融機関の口座に振込み。

表５ 所得と手当額の関係（受給者と児童１人の世帯）（令和７年４月時点）

所得額（年額）	107万円未満	107万円	150万円	210万円	240万円	246万円以上
手当額（月額）	46,690円	46,680円	35,650円	20,250円	12,550円	0円

※児童が複数の場合、第2子以降は1人につき5,520～11,030円加算。

表6 児童扶養手当支給対象児童数別受給者数（令和8年3月末現在）

児童数	1人の世帯	2人の世帯	3人の世帯	4人以上の世帯	計
受給者数	17,330	7,648	1,958	467	27,403
割合（％）	63.2	27.9	7.1	1.7	100

④ 母子家庭等就業・自立支援センター事業

母子家庭の母等の就業による自立を支援するため、県内（千葉市・船橋市・柏市を除く）に居住する母子家庭の母・寡婦を対象として各種事業を実施。（千葉市・船橋市・柏市は別途実施）

ア 就業相談

就業に関する相談や無料職業紹介などを来所（要予約）、電話、FAX、Eメールにより行うとともに、企業等に対して母子家庭の雇用について理解と協力を求め、求人情報の提供を依頼している。

〔相談窓口・求人情報の提供先〕（一財）千葉県母子寡婦福祉連合会

〔電話〕 043（222）5818（就業相談専用）

イ 就業支援講習会

就業に結びつく資格・技能を習得するための就業支援講習会を開催。（テキスト代等の本人負担あり）受講希望者は、（一財）千葉県母子寡婦福祉連合会、保健所（健康福祉センター）、市町村役場を通じて募集。（令和4年度実施内容：パソコン講習会、介護職員初任者研修、医療事務基礎）

ウ 養育費等支援

ひとり親家庭の養育費確保のため、養育費に関する専門知識を有する相談員（弁護士等）を配置し、養育費の取り決めや支払の履行・強制執行に関する個別相談等を行う。

エ 親子交流支援

親子交流の実施により、子どもの健やかな成長を図るため、親子交流支援員を配置し、別居親又は同居親からの申請に応じ、面会交流支援に係る事前相談、支援内容の決定、面会交流援助等の支援を行う。（親子交流支援の対象者は千葉市・船橋市・柏市の居住者を含む。）

⑤ 母子家庭自立支援給付金及び父子家庭自立支援給付金事業

自主的に職業能力の開発を行う母子家庭の母及び父子家庭の父に対し給付金を支給する。町村に居住する母子家庭の母及び父子家庭の父を対象とし、保健所（健康福祉センター）で事前相談及び審査等を行う。（市は別途実施）

ア 自立支援教育訓練給付金事業

就業のために資格取得などの指定対象教育訓練講座を受講する場合に受講料の6割相当額を支給（上限20万円、下限12,001円）。ただし専門実践訓練教育給付金の指定教育訓練講座等を受講する場合の上限は修学年数に40万円を乗じた額（上限160万円）

平成29年度から、支給対象外であった雇用保険の受給資格があり、教育訓練給付の支給を受けているひとり親家庭の親に対しても、自立支援教育訓練給付金の上限額と教育訓練給付金の支給額との差額を受けられることとなった。

令和6年度から、専門実践教育訓練促進給付の指定講座を受講する者は、修了後1年以内に資格取得等し、就職等した場合、受講費用の25％（上限年間20万円）を追加支給されることとなった。（最大85％の支給）

イ 高等職業訓練促進給付金等事業

看護師、准看護師、介護福祉士、保育士、理学療法士、作業療法士等の資格取得のため1年以上（民間資格についてはR5年度末までの6か月の緩和措置あり）養成機関で修業する場合に、訓練促進給付金を、修了時に修了支援給付金を支給

表7 母子家庭自立支援給付金事業 県（町村対象）の事業実績（令和7年度）

事業名	給付人数（人）	給付金額（円）
自立支援教育訓練給付金事業	2	180,000
高等職業訓練促進給付金等事業	9	4,112,500

表8 母子家庭自立支援給付金事業 事業実施市数（千葉市・船橋市・柏市を含む）

事業名	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
自立支援教育訓練給付金事業	33	34	34	33	34
高等職業訓練促進給付金等事業	37	37	37	37	37

⑥ ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業

ひとり親家庭の自立の促進を図るため、高等学校卒業程度認定試験のための講座を受講する母子家庭の母又は父子家庭の父及びその児童に対して、修了時給付金及び合格時給付金を支給する。

⑦ ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業

高等職業訓練促進給付金を活用して養成機関に在学し、就職に有利な資格の取得を目指すひとり親家庭の親に対し高等職業訓練促進資金を貸付け、もってこれらの者の就学を容易にすることにより、資格取得を促進し、ひとり親家庭の親の自立促進を図る。（千葉県社会福祉協議会が実施主体）

⑧ ひとり親家庭住宅支援資金貸付事業

母子・父子自立支援プログラムの策定を受け、自立に向けて意欲的に取り組んでいる児童扶養手当受給者に対し、住居の借り上げに必要となる資金を貸付け、就労又はより稼働所得の高い就労、子どもの高等教育の確保などに繋げ、自立促進を図る。（千葉県社会福祉協議会が実施主体）

⑨ ひとり親家庭等日常生活支援事業

母子家庭、父子家庭及び寡婦で技能習得のための通学、就職活動等の自立の促進に必要な事由、病気、看護、冠婚葬祭、出張、学校行事への参加等の事由により、一時的に生活援助、保育が必要な家庭に対し、家庭生活支援員を派遣して必要な生活援助及び保育等を行わせることを目的として昭和57年6月から平成15年度まで県事業として、（一財）千葉県母子寡婦福祉連合会に事業の実施を委託していたが、平成16年度から市町村補助事業となった。

令和7年度は、5市において事業を実施した。

表9 家庭生活支援員派遣状況（千葉市、船橋市、柏市を除く）

年度	派遣家庭件数	派遣延べ回数
令和3年度	15	350
令和4年度	27	970
令和5年度	32	937
令和6年度	31	505
令和7年度	24	402

⑩ ひとり親家庭等生活向上事業

母子家庭、父子家庭及び寡婦に交流や情報交換の場の提供や家計管理・育児等に関する講習会の実施等を行う「ひとり親家庭等生活支援事業」、ひとり親家庭の子どもに対し、放課後児童クラブ等の終了後に、基本的な生活習慣の習得支援、学習支援や食事の提供等を行う「子どもの生活・学習支援事業」を実施する事業。実施主体は市町村であり、県は実施市町村に補助している。

令和7年度は、ひとり親家庭等生活支援事業を1市、こどもの生活・学習支援事業を13市が実施した。（千葉市、船橋市、柏市を除く）

（４）母子・父子福祉団体

（一財）千葉県母子寡婦福祉連合会の強化

県内の母子家庭及び寡婦の自立向上を図ることを目的として設立された法人であり、ひとり親家庭等に対する研修会の開催、各種生活相談、他の母子福祉団体との連絡調整等の事業を行い、ひとり親家庭等の福祉の増進を図っている。令和7年度現在の会員数は、825人である。

（５）母子・父子福祉施設

母子・父子福祉センター

無料又は低額な料金で、母子家庭等に対して各種の相談に応ずるとともに、生活指導及び生業の指導を行う等母子家庭等の福祉のための便宜を総合的に供与することを目的とする施設。

船橋市、浦安市に市立の母子・父子福祉センターがある。